

平成 25 年 11 月

第 2 回 臨時 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【11月8日】

1 小坂直親（緑風会） 5～13ページ

議案第76号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

- 1 現年災害発生状況と対応について
- 2 受益者負担金について
- 3 補助事業と市単独事業について
- 4 県管理の災害状況について

平成 2 5 年 1 1 月 8 日

亀山市議会臨時会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成25年11月8日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸報告
 - 第 4 議案第76号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
 - 第 5 報告第30号 専決処分の報告について
 - 第 6 報告第31号 専決処分の報告について
-

●追加日程

- 第 1 議長の辞職許可
 - 第 2 議長の選挙
 - 第 3 副議長の辞職許可
 - 第 4 副議長の選挙
 - 第 5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について
 - 第 6 閉会中の継続調査について
 - 第 7 三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の補欠選挙
 - 第 8 議案第77号 亀山市監査委員の選任同意について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（22名）

1番	西川 憲行 君	2番	高島 真 君
3番	新 秀隆 君	4番	尾崎 邦洋 君
5番	中崎 孝彦 君	6番	豊田 恵理 君
7番	福沢 美由紀 君	8番	森 美和子 君
9番	鈴木 達夫 君	10番	岡本 公秀 君
11番	伊藤 彦太郎 君	12番	前田 耕一 君
13番	中村 嘉孝 君	14番	宮崎 勝郎 君
15番	片岡 武男 君	16番	宮村 和典 君
17番	前田 稔 君	18番	服部 孝規 君
19番	小坂 直親 君	20番	竹井 道男 君
21番	大井 捷夫 君	22番	櫻井 清蔵 君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	安田正君
企画総務部長	広森繁君	財務部長	上田寿男君
財務部参事	神山光弘君	市民文化部長	梅本公宏君
健康福祉部長	伊藤誠一君	環境産業部長	稲垣勝也君
建設部長	三谷久夫君	医療センター 事務局長	松井元郎君
危機管理局長	西口昌利君	文化振興局長	広森洋子君
関支所長	坂口一郎君	子ども総合 センター長	若林喜美代君
上下水道局長	高士和也君	会計管理者 (兼)出納室長	西口美由紀君
消防長	渥美正行君	消防次長	服部和也君
教育委員会委員長	肥田岩男君	教育長	伊藤ふじ子君
教育次長	石井敏行君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	栗田恵吾君	選挙管理委員会 事務局長	井上友市君

●事務局職員

事務局長	浦野光雄	書記	渡邊靖文
書記	高野利人		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（櫻井清蔵君）

おはようございます。

ただいまから平成25年第2回亀山市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付いたしてあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

5番 中崎孝彦 議員

16番 宮村和典 議員

のご両名を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（櫻井清蔵君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に日程第3、諸報告をいたします。

まず、本臨時会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書4件及び平成25年度定期監査結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に日程第4、議案第76号を議題といたします。

市長に上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第76号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正予算につきましては、さきの台風18号等により被災した農林業施設、道路施設などの災害復旧に係る関係経費を計上いたしましたもので、補正額は1億4,356万1,000円を追加し、補正後の予算総額を212億8,111万3,000円といたすものでございます。

なお、詳細につきましては、副市長をして説明いたさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

次に、報告第30号専決処分の報告についてでございますが、亀山市川合町地内において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成25年10月15日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は24万7,538円でございます。

次に、報告第31号専決処分の報告についてでございますが、亀山市太岡寺町地内において発生した車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることにつきまして、平成25年10月25日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するもので、その賠償金額は3万8,925円でございます。

以上、簡単ではございますが、本議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井清蔵君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成25年度一般会計補正予算について補足説明を求めます。

安田副市長。

○副市長（安田 正君登壇）

おはようございます。

今議会に提出いたしました一般会計補正予算（第3号）の主な項目につきまして補足説明をさ

させていただきます。

今回の補正につきましては、去る9月15日、16日の台風18号による災害復旧費のほか一部過年災害復旧に係る経費の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の2ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正につきましては、農林水産業施設災害復旧事業におきまして1,670万円を、公共土木施設災害復旧事業におきましては1,100万円を追加し、補正後の限度額合計を24億5,130万円に変更をするものでございます。

次に、予算に関する説明書の歳出から説明をさせていただきます。

ページは11ページになります。

第14款災害復旧費の第1目現年発生農林水産業施設災害復旧費では、補助災害復旧事業として、森ノ下農道を初めとする農業用施設等災害復旧事業に900万円を、また林道鈴鹿南線などの崩落に伴う林業施設災害復旧事業に4,420万円を、それぞれ工事請負費として計上をいたしました。

次に、単独災害復旧事業の農業用施設等災害復旧事業3,625万円につきましては、東沖・大谷揚水機電気線復旧などの工事請負費380万円を計上するほか、地元施工とされる団体に対しまして原材料費945万円と建設機械等の借り上げに係る補助金2,300万円を交付いたしたく計上をいたしております。

次に、第2目現年発生公共土木施設災害復旧費では、補助災害復旧事業といたしまして、市道市場阪東線における道路橋梁災害復旧事業に300万円を、また準用河川中ノ川左岸などの護岸崩落に伴う河川災害復旧事業として3,000万円を、それぞれ工事請負費として計上をいたしました。

次に、単独災害復旧事業の道路橋梁災害復旧事業1,370万円につきましては、市道野村楠平尾線などのり面復旧、土砂排除、倒木処理に係る工事請負費及び設計等委託料を計上し、次の河川災害復旧事業280万円は、中ノ川などの護岸復旧に係る工事請負費及び設計等委託料を計上いたしました。

次に、第3目過年発生公共土木施設災害復旧費の河川災害復旧事業461万1,000円でございますが、昨年の台風17号による準用河川中ノ川補助災害復旧工事は、平成25年度に繰り越しをいたしましたが、復旧に当たり河道の狭窄部の解消及び復旧延長の増による工法変更が必要となりまして、これに伴い不足する工事請負費を計上するものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

7ページをお願いいたします。

第12款分担金及び負担金、第2目災害復旧費分担金につきましては、森ノ下農道のほか、農林業施設の災害復旧工事に係る受益者分担金168万円を計上いたしました。

次に14款国庫支出金、第4目災害復旧費国庫負担金では、市道市場阪東線や準用河川中ノ川左岸など、今回の公共土木施設の補助災害復旧事業に係る国庫負担金2,200万を計上いたしました。

次に第15款県支出金、第8目災害復旧費県補助金では、森ノ下農道や林道鈴鹿南線など、農林業施設補助災害復旧事業に係る県補助金3,404万円を計上いたしました。

次に第19款繰越金につきましては、今回の補正予算に要する一般財源といたしまして前年度繰越金5,814万1,000円を計上いたしております。

次に9ページをお願いいたします。

第21款市債、第6目災害復旧債でございますが、農林水産業施設補助災害復旧事業債1,670万円、公共土木施設の補助災害復旧事業債1,100万円を計上いたしました。

以上、簡単でございますが、一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(櫻井清蔵君)

副市長の補足説明は終わりました。

これより本議案に対する質疑を行います。

通告に従い発言を許します。

19番 小坂直親議員。

○19番(小坂直親君登壇)

緑風会の小坂でございます。

議長の許可を得ましたので、1点、議案第76号、平成25年度補正予算について質疑をさせていただきますと思います。

昨年に引き続き、また大変大きな災害が当市を襲っておるわけですが、その災害に係る費用等の補正ということでございます。特に、台風18号と今回過年度災害ということが予算計上されておりますが、今回の臨時会にどうしても提案しなければならなかったその理由について、まずお聞かせ願いたいと思います。

○議長(櫻井清蔵君)

19番 小坂直親議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長(上田寿男君登壇)

おはようございます。

今回提案させていただきました補正予算につきましては、去る9月4日の大雨と9月15日、16日の台風18号による災害復旧費のほか、昨年の台風17号による災害復旧費を計上いたしましたものでございまして、被災した施設を一日でも早く、かつ確実に復旧を行うため、議会とも相談させていただきまして、本日の臨時会に補正予算を提案させていただいたものでございます。

災害復旧に当たりましては、被災現場の確認とか、地元調整、事業費の積算、災害査定に向けた事務等について、今年度は技術職員等の部を超えた応援態勢をとって、ようやく整理ができましたので、今回、補正予算として提案させていただいたものでございます。

○議長(櫻井清蔵君)

小坂議員。

○19番(小坂直親君登壇)

その急施を要する、やはり住民のために一日も早く復旧しなければならんというのであれば、9月から既に2カ月たっておる。非常にそんだけの急施を要する、今回の補正内容についても、国庫の事業と市単分があるわけです。であるならば、前回、市長のほうから、例えば関ロジの予備費充用、これには大変物議を醸した予備費充用を、予算として、執行部の都合によってどうしても予備費充用させてほしいと、これも急施を要するというのであれば、今回も災害もあれば、やはりこ

の臨時会は役員改選という議会の定例に近い、臨時会とはいえ定例の臨時会であって、これに合わせただけであって、本来、前回予備費充用するような重要な案件があり、なおかつ災害があれば、一日も早く、市単分だけでも、やっぱり本来臨時会を開いて、議会に審議を委ねるべきではないかと。たまたまこの臨時会があるからこれに合わせただけであって、本当の急施を要する予算であれば、予備費充用することについても、確かに問題はあったと思います、議会では。だけど、それは執行部の、市長の権限で専決処分させてくれと。これはもう決算でしか審議ができんわけですね。そういうものもありながら、臨時会を開こうと思ったら開けるわけです、予算審議は。なのに、それは予備費充用で執行部の権限でやってしまっただけで、災害は一日も早く直したいというので議会の臨時会に合わせた。非常に予算をもてあそんでおるような、議会軽視のようになっておる節もあると思うんで、もう少し予算審議をしていただくのであれば、そんなに急施を要するものであれば、やはり通年議会等であればこんなことは起こらんとは思うんですけど、それで執行部が予算を作成するに当たっては、もう少し今回であればロジックの問題でも、この災害の問題も、一日も早くやろうと思えば、やっぱり臨時会を招集して、十分な審議の上で行うというお考えはなかったのか。それについて一言。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

小坂議員のご質問にお答えをいたします。

なぜ10月にできるだけ早く開催しなかったのかというご趣旨のようにお聞きをいたしました。

災害復旧に当たりましては、ご案内のように、先ほど部長のほうからも答弁をさせていただいた、現場の確認、あるいは地元の調整、事業費の積算、災害の査定等に向けた、かなり煩雑で詳細の事務等が必要になってまいります。今回、技術担当職員の部を超えた連携体制の中でその作業を進めてまいりまして、ようやく整理ができて、今回補正予算として提案をさせていただきました。

このことから、10月中での補正予算案の提案、臨時会を招集してというご所見でございますけれども、それらの作業も踏まえますと、事務処理上困難であったということをご理解をいただきたいと存じます。

なお、補助災害復旧事業の国の災害査定に向けまして、早期に発注が必要となりました測量等の委託業務につきましては、予備費の充用によりまして既に対応させていただいてまいっておるところでございます、この点につきましてもご理解をいただきたいと存じます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

ただ、今回1億4,000万のうち、国補の事業が8,000万、市単分が5,000万あるわけですね。国補の事業はまだ査定が終わっていない。要するに、今から11月、今月いっぱいには査定をされて、それで事業費が確定をして、実際工事にかかるのはですね、12月以降になるんですね。その設計は今予備費でされた。そうしたら、その市単分の5,800万については、特に一番大きいのは2,300万の重機借り上げ、これも既に執行されておると思うんですね。予算は予備費充用されたかどうかどうかわかりませんが、国補事業については設計委託で全て今やっていますけ

ど、市単分については今から設計するんやと。国補についてはもう既に充用して、設計して事業費を算出したと。その査定を受けるのは11月であって、今から事業が確定するわけです。大きくまた変化する場合があります。だから、そういった意味においては、国補についてはこの場でも、12月でも十分対応できるはずやし、市単分については、もう既に土砂の廃土とか、通行がとまったところについては廃土して通行可能にしておる、もう既に工事は完了しておると思うんです。

そうしたら、今この1億4,000万のうち、予備費についての執行はこれからこの議会で議決した後やと思うんですけど、今既に18号の台風に対して、復旧の達成率はどのようになっておるんですか、一辺お聞かせ願います。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

おはようございます。

道路関係で、緊急を要するものにつきましては、当然既決の予算とかそれを活用しまして、とりあえず対応させていただいて、応急処置はさせていただいておると、そういうことでございます。達成率というものに関しましては、一応道路自体は通行可能なような形で処理しておると考えております。

金額とかその辺については、今手元にございませんで、済みません。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それは、達成率は今既に現計予算でやってあるので、予備費充当して設計料は予備費充用したんですけど、ほとんどは現計予算でやっておるといふふうに答弁されております。農地の施設についても、国補は4,000万で、そのほか52カ所と出された資料の中に災害があったと。それに3,625万円を投入すると。林道については3本だけであって、あとは既決予算で処理したと。いまだかつてない災害の費用を当初予算では見ていないと思うんです。林道については、亀山市に45本あるんですよ。ほとんど大半が災害で不可能に近い状況にある中で、既決予算で対応しますと、そんな既決予算は当初予算で見ていないはずですよ。どこに見てあるんですか、そんな予算が。なぜそんな既決予算でできるの。既決予算でできるのやったら、今既に林道は原型復旧されておらんなんですよ。その辺の考え方は、林道についても4,402万、これは国補の3カ所だけですよ。亀山市内にある45本の林道ほとんどが崩壊してますやんか。そのうちのほとんどが加太、坂下ですよ。何も今直っておらへんですよ。既決予算で措置しますって、既決予算にこんな大災害の予算が当初から見込んであるのか。なぜ今回の補正に林道災害の市単分が出てこないのか。国補だけですやんか。農についてもほとんどが補助金、オペレーター代だということですけど、どういう基準で補助金を出しておるのかようわかりませんが、その辺、既決予算で対応するというのは、今処理されておるのか。だから私は達成率を聞いたんですよ。既決予算で対応するというのであれば、復旧できておるはずですよ。何もできておらんのに、これから既決予算でやりますというの、そんな予算は当初予算に認めてない。その辺についての考え方をお尋ねします。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

おはようございます。

ただいま小坂議員から、林道災害の件についてご質問をいただきました。

林道災害につきましては、議員のおっしゃるとおり、国補災害事業としての補正を今回計上させていただいております。ご案内のように、林道自体はやはり急峻な地形の中で林道としての効用を発揮しておるといふことで、通年、私どもとしては維持管理的なものとしての年間計上を通常させていただいております。

今回の災害につきましても、幸いにして大きな災害としての国補災害、また地元負担金の申請等も含めた中で、現在の事業予定としましては、地元負担金を要しない維持管理の範囲の中で、今の例えば簡易的な土砂の堆積、または路面の流失等については、通常の維持管理の中での対応を考えておるところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

先ほどの執行率の問題でございまして、道路につきましては、1,320万のうち620万ほどは対応してございます。それから、河川につきましては230万のうち70万ほど対応しておるところでございます。

道路については、倒木とかその辺についてはこれで処理をしておるといふことでございます。あとは、シートを張ったりとかそういうような状態で処理をしておる、そういうことでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

今の林道の管理は既決予算でやるというんですけど、当初予算では、林道施設維持管理事業費で2,300万盛ってあるのは、これは当初それだけの事業量があるから予算を盛ってあるんですよ。そうしたら、それを災害に回したということは、そうすると、ほかの道路維持管理ができないということになりますよ。ということは、その2,300万は何をしてもええと、災害に使うということで当初予算を審議したつもりではないと思うんですよ。災害は災害としての対応をしていただいて、本来の林道維持管理については、修復含めて45本ある林道を、広域基幹林道を含めてやるとなると、なのに災害が起こったら既決予算でやるというのは、それはちょっと筋が違ふと思いますね。

やはりそれは災害の現況に合わせて、原型に復するのが災害復旧であって、そんな当初に、既決予算の中に対応できる予算は盛っていないと。その辺についてはもう少し明確にさせていただきたいのと、今の地元分担金が調整できる範囲内ということでは言われましたんですけど、今度の農業施設についても、それから林道についても、それから農地についても、今までその地元負担金は事業費の、国補であれば補助残の20%、一般の市単については20%なんですね。だから、それについては非常に無理があると。農道についても林道についても、やはり行きどまりの農道、林道につい

てはやむを得ない地元負担、受益者が限られておると。しかし、通り抜けについては、非常に生活道路になっておるといふ。そういった面からも、この地元負担については見直しをしたらどうかということ、私も再三議会でも申し上げた。ただ、この地元負担が払えないために耕作を放棄すると、特に農地、農道、農業施設。だから、前回はそれについては、地元負担金が余りにも20%払うぐらいならば、もう耕作放棄しますということ、ひいては耕作放棄地になってしまうということ、を申し上げて、もう少し地元負担金の見直しをしたらどうかということ、を再三申し上げて、今の財政改革の中で地元負担金の見直しを取り組んでおるとは思うんですけど、やはり今回、林道についても農道についても、結局、地元負担金が20%も払ってまでは、もう林道も農道も農地も保全管理できないということから、前から再三負担金の見直しについて提案をさせていただいておるんですが、その地元負担金が払えないがために放置するという現実を今部長が申し上げられたと思うんですけども、その辺についてどのようにこれから地元負担金、特に通常の災害と、災害以外の地元負担の農業施設、特に農業施設の水路、土手等については大きな問題があるかと思うし、農業振興の上からも、その地元負担金、今回186万ですか。とすると、事業費にすると20%ですから800万の事業費に対しての2割、これ非常に高いですよ、やっぱり。地元負担金186万ですか、今回補正は。それを事業費にしたら、補助残の20%と市単分の20%合わせても、事業費としては800万ぐらいですよ。800万事業に160万をとらなければ復旧できんという、かなり地権者にとっては無理が生じると思う。その辺についてのお考えをお聞かせ願います。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

受益者負担金に関してでございますけれども、ただいま負担金に関しては、亀山市農林水産事業負担金条例により、災害復旧につきましては、事業に要する費用から、国または県の交付される補助金の額を控除した額に100分の20を乗じた額において市長が定める額というところで現在徴収をさせていただいております。

議員ご指摘の負担金の見直しというふうなことにございまして、近年の生産者の高齢化、後継者不足、生産所得の減少等、農林業に関してさまざまな厳しい状況となっていることは理解をさせていただいているところでございます。このような中から、平成21年の4月1日から、従来100分の50であったものを100分の20に緩和して、受益者負担の軽減を図ったところでもございます。

そのような中で、今、負担金が重く、耕作放棄地等がふえるというふうなこともご所見いただきました。その件につきましても、やはり私どもとしても、地域、地元の皆さんといろいろ協議を進めながら、受益者負担金の負担していない場合は自力復旧というふうなもので、農地等を保全していただく。そのための重機借り上げとか、原材料支給の補助というようなものを現在行って、農地の保全に努めているところでもございます。

林道災害につきましては、現在としては、やはり今の負担金条例に基づく事業としてやらせていただいているのが現状でございます。ただ、現状の中でも、通常の今おっしゃって見える維持管理の中で可能な範囲として対応もさせていただいているところでございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

50%を20%にしたと言いながらも、その災害の状況によるんですよ、やっぱり。一律に、ちょっとした崩壊もあれば、大規模な池の土手が崩壊した場合も、その額に応じて、もう少し一考を要してもらわんと、100万単位、500万単位、1,000万単位という大きな農業施設には差があると思うんで、一律に条例の中に、もう少し幅のある、地元が払いやすい、協力していただいそうな分担金にある程度見直していただきたいという、そうでなければ、今回も林道も農業施設も、それに宿屋のあれについても、今回かなり地元分担には問題があるそうです。だから、そこらについてはやはり大規模になれば、もう少し受益者のための負担金になるようにしていただきたいのと、あと、補助事業が今回非常に少ない。河川が3件、道路が1件、林道が3件、農業施設が4件。これはどのような判断で国補に採択する基準を設けておるのか。状況によっては、結局去年、過年度災もあるんですけど、去年の災害で手当てをしていないがために今回起こったという箇所がかなりあると思うんです。特に、市単も含めて、国補も含めて、県も含めて、かなり前回の、去年の災害の手当てが不十分であったがために、今回の大規模災害に至ったというようなのが特に多いと思うんです。それらについてはもう少し国補、県のほうへ力をかけていただいて、採択していただくことが、市にとっても、また今後の整備にとってもいいと思うんですけど、国補基準と市単分とは、国補についてどのような基準で採択していただいておりますのか、その辺について伺います。

○議長（櫻井清蔵君）

稲垣環境産業部長。

○環境産業部長（稲垣勝也君登壇）

補助事業と単独事業とのすみ分け、基準というふうなことでございますけれども、農地、農業用施設につきましては、1カ所の復旧工事費が40万円以上で、受益者分担金を課して国補災害事業として対応させていただいております。

市単独事業につきましては、工事費が40万円未満のもの、受益者が自力で復旧させていただく重機借り上げ等の補助金とか、原材料支給で行うものを市単独事業として計上させていただいております。

林道災害につきましては、採択要件の中で、復旧事業が同じく40万円以上、既設林道の延長が500メートル以上であることが採択要件となっておりますことから、そのような対応をさせていただいております。

補助対象以外の要件についての40万以下のもの、路面の洗掘や崩落土の撤去等につきましては、先ほども申し上げております通常の管理の中で復旧をさせていただいております。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

災害復旧補助事業の採択の要件でございますが、河川以外の施設災害につきましては、最大24時間雨量80ミリ、または時間雨量が20ミリ以上の降雨による雨量条件と、それから道路の幅員が2メートル以上の施設でございます。

それから、河川災害の場合は、警戒水位以上の水位、警戒水位の定めのない河川ですと、河岸の

高さの5割程度以上の水位の場合、補助事業の対象となってございます。

復旧工事費が60万円に満たないもの、それから高さが1メートル未満の小堤とか、道路幅員2メートル未満の道路などの基準を満たしていない施設につきましては、この補助事業の対象とはならないというふうになってございます。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

それであれば、もう少しそのとり方、採択の仕方によっては、国補でかなり採択していただけるような条件はできると思うんですよ。過年災でも現年災扱いをするという手法もあるわけですし、その過年災をなかなか採択できんやつを、現年災とあわせて取り扱うということもテクニックとしてはあるわけであって、そこらについても、できるだけその基準に当てはまることによって、国補を導入するというにしていただければというふうに思います。

ただ、特に農道とか林道なんか、ほとんど災害は、今現計予算でやるという場合は単契の工事やと思うんですね、ほとんど。だから、単契でやるのであれば、やはり現状に合わせてすぐに工事できるわけですね。設計もしなくてもいいし、現状に合わせて単価契約で契約をしていけば、かなり復旧はできると思う、一日も早く。であるなら、現計予算であることに問題はあるんですけど、やはり今の林道とか農道とか、耕作に非常に支障を来すところは、入札しなくてもその単価契約ができるわけですので、単価契約で大いに復旧を促進していただきたい。特に農道、林道が非常に現状としておくれておる。一日も早く復旧を市長は願っておるけど、よその災害を願うのではなしに、亀山市の災害をもう少し一日も早く復旧をしていただきたいというふうに思います。

それから、特に河川、市の管理河川は少ないと思うんですけど、やっぱり一級河川と準用河川、県河川があるんですけど、今回、特に加太川が非常に崩壊をしておる。そうすると、地元はそれによって農地に全部土砂が入って、農地が耕作できないということもあるんですけど、そうすると地元の方は市の方を呼んで、これは県の河川で県の事業ですわと。全てそれで処理されておる、ほとんどが。だけど、市民からすれば、市であろうが県であろうがですけど、実際は河川は県でうちは手が出ませんのやわということで終わってしまっておる。しかし、その地権者は、何とかそれを復旧していただかないと、また今度雨が降れば、また災害が来るという繰り返しなんです。だから、県管理の河川であっても、やはり市は責任を持って、単契でするなり、工事をするなり、やはり県の河川についてはもう少し市が努力して、工事がスムーズに進む方法はないのかと。今までからしても、なかなか県河川といっても、加太川で今2カ所、それから太岡寺町で1カ所、大きな河床崩壊の工事を、鈴鹿川をせきとめてやっています。あれぐらいやっておっても、なかなか支川になってくると対応していただけない。だから、県の河川については、県の所管ですので予算の範囲内で県がするというのを待つやなしに、市としても県にもう少し河川について単契でできる、簡単にできる工事もよくあるんですよ。だから、単契でやる方法を県にお願いして、河川の土砂を排出したら災害復旧できるという箇所もあると思うんですけど、その辺について、もう少し県に働きかけていただいて、大きな工事じゃなかったら、県の単契で一時でも復旧できる、そんな方法をとっていただくことができるのか、ようたらんのか、もう少し地元の地権者の要望を的確に判断して返答していただきたいと思うんですけど、それについてのお考えを。

○議長（櫻井清蔵君）

三谷建設部長。

○建設部長（三谷久夫君登壇）

県管理の道路や河川の災害復旧につきましては、県において災害査定後の工法とか工期が確定、あるいは予算措置ができた段階などで地元の皆さんに説明会とか、工事の説明をその都度実施していただいております。

しかし、昨年度の県における市内の復旧工事は、13カ所におきまして、一部の工事が入札不調のために未着手となったということ、そういう情報が地域のほうへも伝わっていなかったということがございました。こういう案件は10月に発注が完了したんですけれども、今後このようなことがないように県に要望もしていきたいと思っておりますし、また十分県と連携をしまして必要な情報が適切に地域に伝わるようには努めていきたいというふうに考えております。

また、いろいろ市のほうで一定程度県と協働しながら、取り組める部分については協議をして、役割分担を考えながら検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

最後に一言、市長にお聞きしたいんですけど、市長も今回の台風も、去年もそうだったんですけど、今回もあらゆる会合で、幸いにして人命にかかわる甚大な被害に至らず何よりであったということをよく申されておるんですけど、確かに亀山市の災害については、新椿世とか鹿島とかという河川の増水によってという、床下とかいうのもあるんですけども、人命にかかわる甚大な被害がなかったと言うけど、今回はいまだかつてない加太の雨量によって、1号線、それから名阪、25号線、全てが交通がとまったわけです。それに市場阪東線、鈴鹿南線と、全てが崩壊したことによって、結局坂下、加太は孤立したわけですね、完全に。そして、たまたま病人とかけが人がなかったからよかったというものの、完全に孤立したわけですよ、数時間。これで人命に関する甚大な被害がなかったと、たまたまなかったことであって、そのときに1号線も、名阪も、25号も、市場阪東線も、鈴鹿南線も、全て孤立したということに対する、市長が言う人命にかかわることはなかったというその判断が、私はどうも、あちらこちらでそう言われるんですけど、人命とはいかなるものかと。本来ならば、今冒頭で言われたように、土石流だとか、それから川が氾濫するとかいうのを想定して死亡に至ったのか、本人の過失によって死亡した人命なのか、今回はそこらが物すごい大きな問題があるのに、幸い亀山市においては人命には甚大な被害はなかったということ言われるんですけど、かなり人命にかかわる危機感があったと思うんですよ。その辺について、市長の人命についての所見だけをお聞きして、質問を終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

近年の自然災害によりまして、全国各地でとうとう人命が失われると、こういうケースが続いております。今、私の発言を捉えて、その中で、本当にそういう大きな生命にかかわる甚大な被害に

至らなかったという意味で発言させていただいておることに対して、少し触れていただきましたが、総体的に考えて、それは非常によかったという思いを表現させていただいておるんですが、ただ議員ご指摘のように、私ども亀山市の地理特性でありますとか、中山間を抱える、そして主要河川、支川をかなり抱える本市の特性におきましては、平時からやはり災害への備えとか、あるいは災害時、その後の対応につきましても、当然一番最優先すべき人命、生命、財産ということは、最大の行政が守り切る指名であると、こういう認識をさせていただいておるところでございます。

今回、特に加太地区におきましては、確かに昨年も全体でも400件を超える大小の被害にも至りました。その復旧にも努めてまいったところでございますし、今回も議員触れていただいた幹線林道以外の林道災害等につきましても51カ所という状況でございましたので、当然、地元住民の皆様にとりましてはご不便をかけたことはご指摘のとおりであろうと思っております。そういう中で、私ども本当に、例えば25号が崩落をして通行どめという状況の中で、県との調整で、県も頑張っていたと理解をしておりますけれども、例えば福祉バスの運用とか、住民の利便性向上のために、これも早急に対応させていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、今後も雨の降り方とか、台風の襲来とか、非常に懸念すべき従来の想定を超えるような状況が今後も予測されますので、当然生命、財産を本当にしっかり守り切れるような体制をとっていくということは、今後も市行政としてもしっかり基本に据えて対応してまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫻井清蔵君）

小坂議員。

○19番（小坂直親君登壇）

いずれにしても、人命は非常にとうといものであるということから、亀山市においても、災害によってはいろんな生命、孤立することもあるということ想定した中で、人命に対する考え方を十分我々市民にもわかるような発言をしていただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（櫻井清蔵君）

19番 小坂直親議員の質疑は終わりました。

以上で予定しておりました通告による質疑は終了し、議案第76号に対する質疑を終結いたします。

続いて、議案第76号については、お手元に配付いたしてあります付託議案一覧表のとおり、予算決算常任委員会にその審査を付託いたします。

なお、報告第30号及び報告第31号については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

予算決算委員会

議案第76号 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（櫻井清蔵君）

予算決算委員会開催のため、暫時休憩といたします。

（午前 10 時 51 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（櫻井清蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど予算決算委員会にその審査を付託いたしました議案第 76 号を議題といたします。

予算決算委員会委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

議案第 76 号 平成 25 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）について

原案可決

平成 25 年 11 月 8 日

予算決算委員会委員長 小坂直親

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

○議長（櫻井清蔵君）

小坂直親予算決算委員会委員長。

○19 番（小坂直親君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案第 76 号平成 25 年度亀山市一般会計補正予算（第 3 号）については、当委員会を開き、分科会を設置して、各分科会で審査することと決定し、総務分科会と産業建設分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、市長、副市長初め関係部長の出席を得て、当委員会を開催し、両分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

両分科会会長報告に対する質疑及び討論はなく、議案については原案のとおり、全会一致で可決

することに決しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（櫻井清蔵君）

予算決算委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（櫻井清蔵君）

ないようですので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第76号についての討論を行います。通告はございませんので討論を終結し、議案第76号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について起立採決を行います。

本案について、委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（櫻井清蔵君）

起立多数であります。

したがって、議案第76号平成25年度亀山市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後1時04分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○副議長（前田 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、私が議長の職務を行います。

ただいま、議長の櫻井清蔵議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（前田 稔君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（浦野光雄君） 「辞職願朗読」

○副議長（前田 稔君）

お諮りいたします。

櫻井清蔵議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

したがって、櫻井清蔵議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(前田 稔君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長(前田 稔君)

ただいまの出席議員数は22人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○副議長(前田 稔君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○副議長(前田 稔君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱を点検)

○副議長(前田 稔君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○事務局長(浦野光雄君)

1番 西川 憲行 議員

2番 高島 真 議員

3番 新 秀隆 議員

4番 尾崎 邦洋 議員

5番 中崎 孝彦 議員

6番 豊田 恵理 議員
7番 福沢 美由紀 議員
8番 森 美和子 議員
9番 鈴木 達夫 議員
10番 岡本 公秀 議員
11番 伊藤 彦太郎 議員
12番 前田 耕一 議員
13番 中村 嘉孝 議員
14番 宮崎 勝郎 議員
15番 片岡 武男 議員
16番 宮村 和典 議員
18番 服部 孝規 議員
19番 小坂 直親 議員
20番 竹井 道男 議員
21番 大井 捷夫 議員
22番 櫻井 清蔵 議員
17番 前田 稔 議員

○副議長（前田 稔君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（前田 稔君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（前田 稔君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、議長におきまして立会人に

1番 西川 憲行 議員

5番 中崎 孝彦 議員

を指名いたします。

したがって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

それでは開票願います。

（開 票）

○副議長（前田 稔君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票19票、無効投票3票、有効投票中、宮崎勝郎議員10票、宮村和典議員7票、

服部孝規議員2票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって、宮崎勝郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宮崎勝郎議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

宮崎勝郎議員、ご挨拶をお願いいたします。

○14番（宮崎勝郎君登壇）

皆さん、本日は議長という役員改選の中で、議長という職をご推挙いただきまして、まことにありがとうございました。

昨日、所信を述べたとおり、この亀山の市議会の議会改革をさらに進めるとともに、また二元代表制の中で、行政と議会という中で、切磋琢磨して議会運営に励んでまいり所存でございますので、皆さん方のご指導、ご鞭撻を今後どうぞよろしくお願い申し上げます、簡単でございますが、ご挨拶にかえたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（前田 稔君）

議長と交代させていただきます。

議長、議長席にお着き願います。

（議長交代）

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、暫時休憩いたします。

（午後1時39分 休憩）

（午後1時50分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の前田 稔議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、議題といたします。

まず、事務局長に辞職願を朗読いたさせます。

○事務局長（浦野光雄君） 「辞職願朗読」

○議長（宮崎勝郎君）

お諮りいたします。

前田 稔議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、前田 稔議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（宮崎勝郎君）

ただいまの出席議員数は22人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○議長（宮崎勝郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱を点検）

○議長（宮崎勝郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

○事務局長（浦野光雄君）

1番 西川 憲行 議員

2番 高島 真 議員

3番 新 秀隆 議員

4番 尾崎 邦洋 議員

5番 中崎 孝彦 議員

6番 豊田 恵理 議員

7番 福 沢 美由紀 議員
8番 森 美和子 議員
9番 鈴 木 達 夫 議員
10番 岡 本 公 秀 議員
11番 伊 藤 彦太郎 議員
12番 前 田 耕 一 議員
13番 中 村 嘉 孝 議員
15番 片 岡 武 男 議員
16番 宮 村 和 典 議員
17番 前 田 稔 議員
18番 服 部 孝 規 議員
19番 小 坂 直 親 議員
20番 竹 井 道 男 議員
21番 大 井 捷 夫 議員
22番 櫻 井 清 蔵 議員
14番 宮 崎 勝 郎 議員

○議長（宮崎勝郎君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（宮崎勝郎君）

これより開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、議長におきまして立会人に

1番 西 川 憲 行 議員

5番 中 崎 孝 彦 議員

を指名いたします。

したがって、両議員の立ち会いをお願いいたします。

それでは、開票をお願いいたします。

（開 票）

○議長（宮崎勝郎君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票22票、無効投票0票、有効投票中、前田耕一議員22票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。

したがって、前田耕一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました前田耕一議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

前田耕一議員、ご挨拶をお願いいたします。

○12番（前田耕一君登壇）

副議長選挙において、当選の栄誉を与えていただきありがとうございました。

先ほどの新しい議長の挨拶にもございましたように、これからの議会の議会運営についてしっかりと議長をサポートし、あるいは時には二人三脚でもって、精いっぱい職務に精励したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議会運営につきましては、的確な運営が当然のことでございますけど、それにあわせて議会改革の推進につきましても同じように、私のできる限りの力を傾注して職務に邁進していきたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

それでは、暫時休憩いたします。

（午後2時08分 休憩）

（午後2時36分 再開）

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、この際常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の^{※次頁、次々頁掲載}常任委員会委員及び議会運営委員会委員名簿のとおり指名いたします。

これより各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長互選のため、委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

※ 常任委員会委員名簿

総務委員会		教育民生委員会		産業建設委員会	
議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
4番	尾崎邦洋	2番	高島真	1番	西川憲行
8番	森美和子	5番	中崎孝彦	3番	新秀隆
9番	鈴木達夫	7番	福沢美由紀	6番	豊田恵理
10番	岡本公秀	12番	前田耕一	15番	片岡武男
11番	伊藤彦太郎	13番	中村嘉孝	17番	前田稔
14番	宮崎勝郎	19番	小坂直親	18番	服部孝規
16番	宮村和典	22番	櫻井清蔵	21番	大井捷夫
20番	竹井道男				

※ 予算決算委員会委員名簿

議席	氏名
1番	西川憲行
2番	高島真
3番	新秀隆
4番	尾崎邦洋
5番	中崎孝彦
6番	豊田恵理
7番	福沢美由紀
8番	森美和子
9番	鈴木達夫
10番	岡本公秀
11番	伊藤彦太郎
12番	前田耕一
13番	中村嘉孝
15番	片岡武男
16番	宮村和典
17番	前田稔
18番	服部孝規

19番	小坂直親
20番	竹井道男
21番	大井捷夫
22番	櫻井清蔵

※ 議会運営委員会委員名簿

議席	氏名
10番	岡本公秀
13番	中村嘉孝
15番	片岡武男
17番	前田稔
19番	小坂直親
20番	竹井道男
22番	櫻井清蔵

(午後2時37分 休憩)

(午後3時59分 再開)

○議長（宮崎勝郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。

先ほど、各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ委員長及び副委員長を互選した旨の報告がありました。その結果をお手元※本頁、次項掲載に各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長名簿を配付いたしましたので、ご了承をお願いします。

※ 常任委員会・議会運営委員会 委員長及び副委員長名簿

総務委員会	委員長	岡本公秀
	副委員長	尾崎邦洋
教育民生委員会	委員長	福沢美由紀
	副委員長	高島真
産業建設委員会	委員長	服部孝規
	副委員長	豊田恵理

予算決算委員会	委員長	櫻井清蔵
	副委員長	中崎孝彦
議会運営委員会	委員長	前田稔
	副委員長	片岡武男

○議長（宮崎勝郎君）

次に、お諮りいたします。

議会運営委員会の委員長より議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について調査するため、会議規則第105条の規定に基づき、議会の閉会中も委員会を開催できるようお手元に配付の閉会中の継続調査申出書の提出がありましたので、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件
 - ・ 議会運営に関する事項
 - ・ 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - ・ 議長の諮問に関する事項
2. 理 由
 - 議会運営等に関し調査・研究するため
3. 調査期間
 - 委員の任期中

平成25年11月8日

議会運営委員会委員長 前 田 稔

亀山市議会議長 宮崎勝郎様

○議長（宮崎勝郎君）

続いて、お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。次にご報告いたします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では11月13日から15日にかけて、それぞれ所管事務事業の説明及び管内視察を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

次にお諮りいたします。

先ほど、三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の前田耕一議員、伊藤彦太郎議員から辞職願が提出され、議員2名が欠員となりました。

この際、この三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、選挙を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、そのように取り計らうことに決しました。

本組合議会議員に、

15番 片岡武男議員

18番 服部孝規議員

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方々を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました15番 片岡武男議員、18番 服部孝規議員が三泗鈴亀農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2名の議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、ただいま市長から追加議案として、議案第77号亀山市監査委員の選任同意についてが提出されました。

お諮りいたします。

本案を本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第77号亀山市監査委員の選任同意についてでございますが、1年間監査委員としてお世話になりました岡本公秀議員から監査委員を辞職したい旨の願い出を受理いたしましたので、議会の中から選任する新しい監査委員として、鈴木達夫議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

以上、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮崎勝郎君）

提案理由の説明は終わりました。

これより本案について、質疑を行います。通告はございませんので、質疑を終結いたします。

続いて、お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定のより、常任委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は常任委員会への付託を省略することに決しました。

次に、議案第77号について討論を行います。通告はございませんので、討論を終結し、議案第77号について、起立採決を行います。

議案第77号亀山市監査委員の選任同意について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（宮崎勝郎君）

起立多数であります。

したがって、議案第77号亀山市監査委員の選任同意については、これに同意することに決しました。

ただいま同意をされました9番 鈴木達夫議員が議場におられますので、ご挨拶をお願いいたします。

9番 鈴木達夫議員。

○9番（鈴木達夫君登壇）

このたび、議員選出の監査委員として皆様からご推挙をいただき、ただいま同意もいただきました鈴木達夫でございます。ありがとうございます。

先輩監査委員、並びに議員の皆様、あわせて執行部の皆様のご理解をいただきまして、市が抱えるさまざまな事業、あるいは業務、微力ではありますが、市民の目線で、納税者の目線でしっかりチェック、監査をすることをお誓い申し上げます。あわせて、私自身この1年、自分自身の自己研さん、修練の場として監査業務に専念するということをお約束しまして、私の決意とお礼にかえさせていただきます。

よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

以上で、本臨時会の議事を全て終了いたしました。

前議長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

22番 櫻井清蔵議員。

○22番（櫻井清蔵君登壇）

議長より発言の許可を得ましたので、議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、本日の臨時会において、宮崎議長、前田副議長が就任されたこと、まことにおめでとうございます。きょうより1年間よろしくお願い申し上げます。

さて、昨年11月9日、議員各位のご推挙を賜りまして議長の要職に就任しましてから1年、議員各位並びに市長及び執行部、特に議会事務局の皆さんには格別なるご協力、ご支援をいただきまして、ここに無事その任を終えることができました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

この1年、円滑な議会運営、また議会改革にと、私なりに努力を尽くしてまいりましたが、皆様のご期待に十分添い得なかったことをおわび申し上げる次第でございます。

顧みますと、私が議長に就任してこの1年間を全うしようとしたやさきに、昨年12月17日、これまで市政の発展に遺憾なくその手腕を発揮されてこられました故坊野洋昭副議長がお亡くなりになりました。改めてここにご冥福をお祈り申し上げます。

故坊野副議長の後任に、昨年12月定例会の閉会日、12月21日に前田 稔副議長が就任され、

私の至らぬところをさまざまな面で支えていただきました。浅学非才な私でございますが、前田稔副議長さんを初め、皆様の支えがあってこそ、この1年その任を全うさせていただきました。重ねて厚く御礼申し上げます。

この1年間、議会改革の取り組みといたしましては、各種審議会、委員会等の議員の派遣をしないことにしたほか、広聴広報委員会を正式な会議として会議規則に位置づけ、広聴広報機能の充実、見える議会の推進に努めてきたところでございます。

さらに、議会改革推進会議では、議会基本条例制定以降3年間の取り組みを議会改革白書2013としてまとめ、議員各位並びに執行部に配付をさせていただきました。地道であります。一つ一つ改革を積み重ねてきており、皆様のご努力とご協力に心より感謝申し上げます。

しかしながら、議会報告会の開催や昨年の臨時会におきまして議員定数条例を制定し、次回の一般選挙から議員定数が18名となることによる議会運営の検討、ホームページのリニューアルなどを初め、検討していかなければならない課題はまだございます。今後も、さらに開かれた議会、市民に信頼される議会としての議会運営、議会活動に努めていかなければならないと強く思うところでございます。

最後になりましたが、どうか皆様方におかれましては、亀山市のさらなる発展のため、なお一層ご尽力いただき、変わらぬご指導賜りますよう心からお願い申し上げます、退任のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（宮崎勝郎君）

以上をもちまして、議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎勝郎君）

ご異議なしと認めます。

したがいまして、平成25年第2回亀山市議会臨時会を閉会いたします。

（午後4時13分 開会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年11月8日

議 長 宮 崎 勝 郎

前 議 長 櫻 井 清 蔵

前副議長

前 田 稔

5 番

中 崎 孝 彦

1 6 番

宮 村 和 典